診療所廃止（開設者死亡を含む）に伴う主な手続き

令和８年１０月１日現在

区　分	添付書類等	提出期限	提出部数	根拠法令	提出先
診療所廃止届	添付書類なし	廃止後 10 日以内	2部 （控を含む）	医療法	広島市保健所 （☎241-1585）
診療所開設者死亡（失そう）届 ＊個人開設に限る（参考欄も要確認）	・死亡又は失そうしたことを証する書類 ・開設者との続柄を示した届出者の戸籍抄本 ※この届出をした場合、診療所廃止届は不要	死亡又は 失そう後 10 日以内	2部 （控を含む）		
エックス線装置廃止届	添付書類なし ※診療所開設者死亡（失そう）届を提出した場合は不要	廃止後 10 日以内・	1部		
麻薬取扱者業務廃止届 （注１） （麻薬診療施設のみ）	・麻薬免許証（亡失している場合はてん末書） ・死亡診断書又は抹消した戸籍抄本 ・遅延理由書（15 日を過ぎた場合） ※法人化（施設名変更）や移転の場合は、施用者の記載事項変更届も必要	廃止後 15 日以内	1部	麻薬及び向精神薬取締法	
麻薬所有高届	・遅延理由書（15 日を過ぎた場合） ※<u>在庫がない場合も提出が必要</u>	廃止後 15 日以内	1部		
麻薬譲渡届 （在庫あり）	・遅延理由書（15 日を過ぎた場合） ※廃止後 50 日以内であれば譲渡が可	譲渡後 15 日以内	1部		
麻薬廃棄届 （在庫あり）	添付書類なし ※届出後、県の立会いの下で廃棄 （廃止後 50 日以内）	事前	1部		
覚せい剤原料所有高報告書 （在庫あり） （注１）	・遅延理由書（15 日を過ぎた場合） ※医薬品である覚せい剤原料（注2） <u>在庫がない場合も提出が必要</u> （死亡の場合は相続人が報告）	廃止後 15 日以内	1部	覚せい剤取締法	
覚せい剤原料譲渡報告書 （在庫あり） （注１）	・遅延理由書（30 日を過ぎた場合） ※廃止後 30 日以内であれば覚せい剤原料取扱者、医療機関等に譲渡が可	廃止後 30 日以内	1部		
覚せい剤原料廃棄届出書 （在庫あり） （注１）	添付書類なし ※届出後、県の立会いの下で廃棄 （廃止後 30 日以内）	事前	1部		
救急業務に関する協力申出の撤回届	添付書類なし	事前	2部	救急病院等を定める省令	
結核指定医療機関辞退届	・指定書	30日前 までに	1部	感染症法*	*感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

（参考）

医籍登録まっ消申請書	・免許証 ・死亡の場合死亡診断書、死体検案書又は戸籍抄（謄）本 ・失そうの場合は失踪宣告書	死亡又は 失そう後 30日以内	1部	医師法	同上

（注1）麻薬又は覚せい剤原料についてのお問い合わせ先　広島県薬務課（☎ 513-3221）

（注2）セレギリン塩酸塩錠、エフェドリン末（10％以下を除く）など

広島市保健所以外で行う手続き　※詳細は所管課にお問い合わせください

区　分	提出先
保険医・保険医療機関の廃止届	中国四国厚生局 指導監査課 （☎ 223-8209）
被爆者一般疾病医療機関辞退届	広島県 被爆者支援課 （☎ 513-3116）
生活保護法医療機関廃止届	広島市 各区厚生部生活課 （注3）
指定自立支援医療機関辞退届 （育成・更生医療）	広島市 障害自立支援課 （☎ 504-2148）
指定自立支援医療機関廃止届 （精神通院医療）	広島市 精神保健福祉課 （☎ 504-2228）
難病指定医療機関辞退届	広島市 健康推進課 （☎ 504-2718）
小児慢性特定疾病医療機関／指定医指定辞退申出書	広島市 こども青少年支援部 （☎ 504-2623）
肝炎治療指定医療機関等辞退届出書	広島県 薬務課 （☎ 513-3078）
労災保険指定医療機関辞退届	広島労働局 労災補償課 （☎ 221-9245）
母体保護法による指定医辞退届	広島県医師会 （☎ 568-1511）

（注3）中区（☎ 504-2571） 東区（☎ 568-7726） 南区（☎ 250-4104） 西区（☎ 294-6117）
安佐南区（☎ 831-4940） 安佐北区（☎ 819-0576） 安芸区（☎ 821-2806） 佐伯区（☎ 943-9726）